平成２１年（フ）第５６８号
高知市縄手町39番地１　サントノーレ縄手201号
債務者　彼末　　愛
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５８４号
高知市城北町５番24号　南
債務者　杉山　正洋
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１９３４号
横浜市青葉区すすき野１丁目７番地12　グリーンプラザすすき野201
債務者　菊田　三郎
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９６３号
横浜市南区永田北１丁目６番22号　ミドリハイツ103
債務者　川浦由美子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９８９号
横浜市港南区芹が谷５丁目13番14号
債務者　金原　　浩
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９９１号
神奈川県鎌倉市今泉３丁目10番12―105号
債務者　上田　篤志
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２００８号
横浜市港北区樽町４丁目８番７号　グリーンレジデンス綱島104
債務者　岡元　絵美
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０６１号
横浜市旭区今宿西町337番地
債務者　佐野　　透
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０６２号
横浜市旭区今宿西町337番地
債務者　佐野千代子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０６０号
横浜市磯子区中原４丁目17番３号　シャルマンＮＭ101号
債務者　鈴木喜代美
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４７７３号
東京都足立区皿沼１丁目１－４
債務者　森田ペンパーパーこと　モリタペンパーパー
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８２１号
東京都杉並区高円寺南４丁目５－５―405
債務者　松尾　陽子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８２９号
東京都練馬区関町北５丁目６―18―203
債務者　田中　克巳
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８５６号
神奈川県藤沢市湘南台５丁目８－３－101
債務者　安齋　正敏
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８５８号
東京都港区高輪１丁目15―１―1301
債務者　豊　　初美（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８８８号
東京都練馬区桜台２丁目52―15　光荘３号
債務者　横井　勝二
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部